

# 依存症対策部会（仮称）の設置について

---

## 1 設置目的

「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付障発0613第4号）等を踏まえ、専門医療機関・治療拠点機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、今期の東京都地方精神保健福祉審議会に「依存症対策部会（仮称）」を設置する

## 2 検討議題

- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準等に関する事（令和元年度）
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定に関する事（令和2年度）
- その他

## 3 構成委員（案）

東京都地方精神保健福祉審議会委員より選出する

## 4 今年度開催予定

- 令和元年度は1回開催を予定（令和2年2～3月頃を予定）